

消防救第141号
平成25年9月2日

関係団体代表者 殿

消防庁救急企画室長

消防庁救急搬送人員データの提供について

消防庁では、消防機関、医療機関及び都道府県の協力を得て救急活動事案毎の調査を実施しております。

今般、平成19年からの5か年分の救急活動において救急搬送に至った傷病者に係るデータ（以下「データ」という。）が集積されました。

つきましては、研究機関及び救急関係団体等からデータの提供申請があったもののうち、救急業務に係る施策の提言や課題への対策を講じるための分析として有益であり、救急行政の発展に資すると認められた申請に対し、データを提供しますので、下記のとおり申請してください。

記

- 1 申請方法 別紙申請書兼同意書の提出（郵送可）
- 2 申請先 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁救急企画室 救急連携係担当者あて
- 3 データ提供方法等
申請受理後に当方から申請書記載の担当者に、承認の有無及びその後の対応等について御連絡します。
- 4 注意事項
 - (1) 提供するデータを用いた分析結果の公表を行う場合には、公表内容及びその概要（日本語にて400字程度、図表も可）について、消防庁救急企画室まで、事前に情報提供することを同意していただく必要があります。
 - (2) 提供するデータの項目は、別添のとおりです。
 - (3) 提供するデータについて、一部の消防本部における報告方法が他と異なることから、データに反映されていません。
 - (4) 一定のデータクリーニングは実施していますが、一部矛盾する回答となっている場合があります。

- (5) 消防庁公表の統計数値との突合にあたって、集計する内容に応じて集計方法を工夫している場合や、状況に応じて適宜データベースの更新を行う場合もあることから、消防庁で過去に公表した内容を完全に再現出来ない可能性があります。
- (6) 提供するデータにおける消防本部コードについて、データ集積時点の消防本部コードとなっており、消防本部の統廃合等により、提供時点と異なる場合があります。
- (7) 提供するデータについて、別に消防庁から提供している「ウツタインデータ」とのデータ突合はできません。
- (8) 研究成果の公表にあたっては、個人、団体及び地域が特定されないよう処理してください。
- (9) データ分析にあたり、地域等の分析を行う場合、条件の設定によっては適切な分析を行うことが困難になることについて、御理解の上、データを活用して下さい。また、分析結果を公表する際にも、この点については、十分御留意下さい。